

議案第 6 2 号

専決処分の承認について

上記の議案を提出する。

平成 2 8 年 6 月 6 日

提出者 調布市長 長 友 貴 樹

提案理由

地方税法の一部改正に伴い，調布市税賦課徴収条例の一部を改正する条例を専決処分したので，地方自治法第 1 7 9 条第 3 項の規定により，提案するものであります。

専決処分の承認について

別紙のとおり専決処分したので報告し，承認を求める。

専 決 処 分 書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、
調布市税賦課徴収条例の一部を改正する条例を次のとおり専決処分する。

平成28年 3 月 3 1 日

調布市長 長 友 貴 樹

調布市税賦課徴収条例の一部を改正する条例

調布市税賦課徴収条例（昭和30年調布市条例第10号）の一部を次のように改正する。

第52条各号列記以外の部分中「又は第12号の固定資産」を「若しくは第12号の固定資産又は同項第16号の固定資産（独立行政法人労働者健康安全機構が設置する医療関係者の養成所において直接教育の用に供するものに限る。）」に、「独立行政法人労働者健康福祉機構」を「独立行政法人労働者健康安全機構」に改める。

第54条中「又は第12号」を「，第12号又は第16号」に改める。

附則第10条の2第4項中「第6号」を「第7号」に改める。

附則第10条の3第9項第5号中「費用」を「費用及び令附則第12条第36項に規定する補助金等」に改める。

附 則

（施行期日）

第1条 この条例は、平成28年4月1日から施行する。

（固定資産税に関する経過措置）

第2条 別段の定めがあるものを除き、この条例による改正後の調布市税賦課徴収条例（以下「改正後の条例」という。）の規定は、平成28年度以後の年度分の固定資産税について適用し、平成27年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

2 改正後の条例附則第10条の3第9項第5号の規定は、平成28年4月

1 日以後に改修される地方税法等の一部を改正する等の法律（平成 28 年法律第 13 号）第 1 条の規定による改正後の地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）附則第 15 条の 9 第 9 項に規定する熱損失防止改修住宅又は同条第 10 項に規定する区分所有に係る家屋に対して課する平成 29 年度以後の年度分の固定資産税について適用する。